

社会福祉法人小郡市福社会定款施行細則（評議員及び役員報酬基準）

細 則 第 3 号
平成18年3月30日

（趣旨）

第1条 小郡市福社会定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬について、細則を定めるものとする。

（報酬月額）

第2条 評議員及び役員の報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-----|-----|
| （1）評議員 | 無報酬 | |
| （2）理事長 | 月額 | 5万円 |
| （3）理事 | 無報酬 | |
| （4）監事 | 無報酬 | |

（支給日）

第3条 報酬は、小郡市福社会職員給与規程第18条の規程を準用して支払う。この場合、「給与」を「報酬」、「毎月」を「翌月」と読み替える。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年3月31日から施行し、平成29年1月16日から適用する。